

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加カ算日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベトナム	中部高原地域地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	中部高原地域地下水開発計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両、機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	2,012,000千円 (H19年度 408,000千円) H20. 3.31まで (H20年度 912,000千円) H21. 3.31まで (H21年度 692,000千円) H22. 3.31まで 476,000千円 (H19年度 43,000千円) H20. 3.31まで (H20年度 214,000千円) H21. 3.31まで (H21年度 127,000千円) H22. 3.31まで (H22年度 92,000千円) H23. 3.31まで	H19. 6.12 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム大使 ベトナム側 カオ・ドクヅ ク・フアット農業・農村 開発大臣	H19. 6.26 364号
ベトナム	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	H19. 7.2 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム大使 ベトナム側 グエン・ライ エン・ニャン教育訓練大臣	H19. 7.12 412号	

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。